

平成23年（2011年）第1回広島市議会定例会提出案件
（平成22年度関係分）

予算案	条例案	その他の案 議	計	報告
10件	2件	22件	34件	5件

1 予算案

- (1) 平成22年度広島市一般会計補正予算（第4号）
- (2) 平成22年度広島市住宅資金貸付特別会計補正予算（第1号）
- (3) 平成22年度広島市公債管理特別会計補正予算（第1号）
- (4) 平成22年度広島市広島市民球場特別会計補正予算（第1号）
- (5) 平成22年度広島市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- (6) 平成22年度広島市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- (7) 平成22年度広島市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (8) 平成22年度広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (9) 平成22年度広島市開発事業特別会計補正予算（第1号）
- (10) 平成22年度広島市下水道事業会計補正予算（第1号）

2 条例案

- (1) 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について（都市整備局）

地区計画の変更に伴い、建築物の用途の制限を変更するもの
（変更地区）
西風新都伴北工業地区（安佐南区）

施行期日 公布の日

(2) 広島市公民館条例の一部改正について (市民局)

公民館の増築によるもの

安佐公民館の使用料の設定

区 分	使用料の額
ホ ー ル	1時間までごとに3,160円

施行期日 平成23年3月20日

3 その他の議案

(1) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について (企画総務局)

上水内地区に係る公共的施設の総合整備計画を変更するもの

(主な変更内容)

計画期間の変更

変更前	平成22年度の1年間
変更後	平成22年度及び平成23年度の2年間

(2) 公の施設の指定管理者の指定について (市民局)

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市まちづくり市民交流プラザ

2 指定の相手方

財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成23年4月1日～平成27年
3月31日

(3) 公の施設の指定管理者の指定について (経済局)

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市こども村

2 指定の相手方

財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成23年4月1日～平成26年
3月31日

(4) 公の施設の指定管理者の指定について (市民局)

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市中央勤労青少年ホーム、広島市安佐勤労青少年ホーム及び広島市佐伯勤労青少年ホーム

2 指定の相手方

財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成23年4月1日～平成26年3月31日

(5) 公の施設の指定管理者の指定について (道路交通局)

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市小町第三自転車等駐車場

2 指定の相手方

財団法人広島市都市整備公社

3 指定の期間

平成23年4月1日～平成26年3月31日

(6) 公の施設の指定管理者の指定について (都市整備局)

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

西部埋立第五公園

2 指定の相手方

財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成23年4月1日～平成27年
3月31日

(7) 公の施設の指定管理者の指定について (市民局)

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市中央公民館ほか61館

2 指定の相手方

財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成23年4月1日～平成26年
3月31日

(8) 公の施設の指定管理者の指定について (市民局)

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市竹屋公民館

2 指定の相手方

財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成23年4月1日～平成24年
3月31日

(9) 公の施設の指定管理者の指定について (市民局)

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市温品公民館

2 指定の相手方

財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成23年4月1日～平成24年
3月31日

(10) 公の施設の指定管理者の指定について（市民局）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市似島公民館

2 指定の相手方

財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成23年4月1日～平成24年
3月31日

(11) 公の施設の指定管理者の指定について（市民局）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市鈴が峰公民館

2 指定の相手方

財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成23年4月1日～平成24年
3月31日

(12) 公の施設の指定管理者の指定について（市民局）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市安公民館

2 指定の相手方

財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成23年4月1日～平成24年
3月31日

(13) 公の施設の指定管理者の指定について（市民局）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市三入公民館

2 指定の相手方

財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成23年4月1日～平成24年
3月31日

(14) 公の施設の指定管理者の指定について（市民局）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市阿戸公民館

2 指定の相手方

財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成23年4月1日～平成24年
3月31日

(15) 公の施設の指定管理者の指定について（市民局）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市彩が丘公民館

2 指定の相手方

財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成23年4月1日～平成24年
3月31日

(16) 公の施設の指定管理者の指定について（教育委員会）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市青少年センター

2 指定の相手方

財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成23年4月1日～平成26年
3月31日

(17) 公の施設の指定管理者の指定について（教育委員会）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市似島臨海少年自然の家

2 指定の相手方

財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成23年4月1日～平成26年
3月31日

(18) 公の施設の指定管理者の指定について（教育委員会）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市三滝少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンター

2 指定の相手方

財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成23年4月1日～平成26年3月31日

(19) 市道の路線の廃止について（道路交通局）

南3区96号線ほか4路線

(20) 市道の路線の認定について（道路交通局）

東1区524号線ほか18路線

(21) 財産の取得について
(教育委員会)

東野小学校の校舎、屋内運動場及び給食場の取得

取得面積 7,340.29㎡

買入価格 17億5,555万9,139円

買入先 財団法人広島市都市整備公社

(22) 和解について (都市整備局)

市営住宅に係る応能応益家賃制度を不服として家賃の一部を供託した長期滞納者との即決和解

2件

(主な和解内容)

- 1 相手方は、未払家賃を分割支払する。
- 2 相手方は、未払家賃の分割支払等を怠った場合、市営住宅等を直ちに明け渡す。

4 報告

(1) 専決処分の報告について
(道路交通局ほか)

道路の管理瑕疵等による損害賠償額の決定

道路の管理瑕疵

8件 60万7,984円

交通事故

3件 32万1,374円

その他

2件 14万9,959円

(2) 専決処分の報告について
(環境局)

工事請負変更契約の締結

玖谷埋立地拡張工事

請負金額の変更

変更前	10億5,923万5,800円
変更後	10億6,624万5,600円

(3) 専決処分の報告について
(都市整備局)

市営住宅に係る家賃の長期滞納者に対する
家屋明渡等の訴えの提起

1件

(4) 専決処分の報告について
(都市整備局)

市営住宅に係る家賃の長期滞納者との即決
和解

5 件

(5) 専決処分の報告について
(都市整備局)

市営住宅に係る応能応益家賃制度を不服と
して家賃の一部を供託した長期滞納者との
即決和解

10 件

(主な和解内容)

- 1 相手方は、未払家賃を分割支払する。
- 2 相手方は、未払家賃の分割支払等を怠った場合、市営住宅等を直ちに明け渡す。